

バリ島、バタム島、ビンタン島での入国特別措置（政府通達の発出）

令和4年3月10日（総22第27号）

在デンパサール日本国総領事館

- 3月8日、インドネシア政府はバリ島、バタム島、ビンタン島で入国する場合の特別措置を定める通達を発出しました。
- この3島では、一定の条件を満たすことを条件に、入国時のホテル隔離がなくなりました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、3月8日付け通達（第13号）を発出し、外国人がバリ島、バタム島、ビンタン島で入国する場合の特別措置を発表しました。この措置は、同8日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. この通達により、事前にPCR検査結果の認証を受ける、ホテルまたはツアーの予約証明書を提示する、到着時のPCR検査結果が出るまではホテル等の部屋で待機する等の一定の条件を満たすことを条件に、バリ島、バタム島、ビンタン島での入国に際して、ホテル隔離がなくなりました。

3. 同特別措置の内容は以下のとおりです。

（1）入国地点

ア バリ島

イ・グスティ・ングラ・ライ国際空港、タンジュン・ブノア港

イ バタム島

ハン・ナディム国際空港、バタム港

ウ ビンタン島

ラジャ・ハジ・フィサビリラ空港、ビンタン港、タンジュン・ピナン港

（2）アプリ

到着前に、アプリ「peduliLindungi」をダウンロードし、ヘルス・アラートカード（eHAC）に記入する。

（3）ワクチン接種証明書

到着時に、ワクチン接種証明書（出発の14日以上前に2回目のワクチン接種を完了していることが英文で記載されており、事前に保健省のウェブサイト

<https://vaksinln.dto.kemkes.go.id>）を通じて認証を受けたもの）を提示する。

（4）PCR検査陰性証明書

到着時に、出発前2 x 24時間以内に検体採取されたPCR検査陰性証明書を提示する。

（5）予約証明書

ア バリ島の住民でない者がバリ島で入国する場合は、3泊4日以上のパリのホテルまたはツアーの予約証明書を提示する。

イ バタム島またはビンタン島の住民でない者がバタム島またはビンタン島で入国する場合は、バタム島またはビンタン島でのツアーの予約証明書を提示する。

ウ バリ島、バタム島、ビンタン島の住民については、これら島内に住所を有することを示す身分証明書を提示する。

(6) 査証

外国人については、査証または入国許可を提示する。

(7) 医療保険

外国人については、新型コロナウイルス感染症の治療費及び病院への移送費をカバーできる支払い限度2万米ドル以上またはツアー主催者が定める額の医療保険加入証明書を提示する。

(8) 入国時の手続き

ア 到着時に、体温検査及びPCR検査を受ける。

イ 入国管理上の書類審査、税関審査

ウ 荷物の回収、荷物の消毒

エ ホテルまたは自宅に直行

オ ホテルまたは自宅の部屋でPCR検査の結果を待つ。PCR検査の陰性結果が判明するまでは部屋から出ない。自宅で結果を待つ場合、待機中は他の人と直接のコミュニケーションを取らない。

カ 到着時のPCR検査結果が陰性であれば、予定されていた活動を実施できる。入国後14日間は、症状の有無について自主的に健康観察を行うことが推奨される

(9) 到着後のPCR検査で陽性になった場合

ア 無症状や症状が軽い場合は政府指定ホテル又は施設で隔離又は治療。

イ 症状が中程度か重い場合や併存疾患がある場合は、コロナ拠点病院にて隔離又は治療。

ウ 外国人の隔離・治療費用は自己負担。

(10) 到着後2回目のPCR検査

到着3日目にPCR検査を受けなければならず、結果が陰性であれば、引き続き活動が可能。

(11) 出国・移動

ア バリ島で入国した者がバリ島から出る場合は、入国3日目のPCR検査の陰性結果が確認され、かつ既に3泊4日以上バリ島に滞在していなければならない。

イ バタム島またはビンタン島で入国した者がバタム島またはビンタン島から出る場合は、入国3日目のPCR検査の陰性結果が確認された後でなければならない。

(12) 保健プロトコール

以下の保健プロトコールに従う。

ア 3層布マスク又は医療用マスクで鼻と口を覆う。マスクは、4時間毎に交換し、定められた場所に廃棄する。

イ 定期的に、水と石けん又はハンドサニタイザーで手を洗淨する。

ウ 他人と1.5mの距離を保ち、密を避ける。

エ 公共交通機関での移動中は、電話の使用を含め会話を行わない。

オ 医薬品を摂取する必要がある場合を除き、2時間以内の空路移動では、飲食を行わない。

(13) ホテル

住民を除き、滞在中は、政府認定のホテルに滞在する。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。